

令和6年3月18日

高度医療人材養成事業（医師養成課程充実のための教育環境整備）の選定について

（1）背景

大学病院は、教育・研究・診療の各機能を三位一体で担っていますが、特に、我が国の「未来の医療」を担う医学生の教育について、医学部の課程における臨床実習の場となるなど、大学の附属施設という他の医療機関にはない固有の機能として重要な役割を果たしています。

医学生の教育については、医師法等の改正により、令和5年度から共用試験が公的化されるとともに、医師の指導監督の下、臨床実習として医業を行うことができることが明確化されましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、臨床実習において、患者に接する機会を十分に確保できない状況が続いていました。

この度、令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から5類感染症へ感染症法上の位置づけが変更されたことを踏まえ、各大学病院においては、速やかに従前の臨床実習体制を取り戻すとともに、コロナ禍での経験を活かし、重症患者への対応など、診療参加型臨床実習を実質化させるため、臨床実習環境の更なる充実を図る必要があります。

また、各大学病院においては、令和6年4月から医師の働き方改革による時間外・休日労働の上限規制が適用されるとともに病院機能の維持が求められる中で、医療設備の老朽化も進んでいることが医学生の臨床実習に与える影響も懸念されています。

（2）目的

本事業では、大学病院における医学生の教育・研究環境の充実等を図るため、最先端医療設備の整備を支援し、我が国の「未来の医療」を担う高度医療人材の養成に貢献することを目的としています。

（3）選定結果

このたび、文部科学省は、「高度医療人材養成事業（医師養成課程充実のための教育環境整備）」について、別添1「高度医療人材養成事業推進委員会」（以下「推進委員会」という。）における審査を踏まえ、別添2のとおり77件の事業を選定しました。

文部科学省では、各大学病院が今後も安定した運営体制と財務・経営基盤の下で、医学教育の維持発展と地域ニーズに応じた診療の確保に取り組むため、「大学病院改革プラン」の策定を促すこととしています。本事業の公募に際して、各大学には、改革プランの策定を申請要件の一つとして求めています。推進委員会から留意事項が付された大学におかれては、改革プランにおける記載内容を充実させ、当該大学病院の今後の運営が一層改善されるよう努めていただきますようお願いいたします。

また、選定された全ての大学におかれては、本事業の目的を達成すべく、我が国の「未来の医療」を担う医学生の教育環境の充実に努めていただくとともに、医師の働き方改革と大学病院の機能維持の両立に向けて継続して取り組まれることを期待します。